

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和5年6月27日（火曜日）

午前9時30分～午前11時15分

2 場 所 委員会室（議場）

3 出席委員 村 田 弘 司 委 員 長 岡 村 隆 副委員長
荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
坪 井 康 男 委 員 杉 山 武 志 委 員
藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
石 井 和 幸 委 員

4 欠席委員 な し

5 委員外出席議員

竹 岡 昌 治 議 長

6 出席した事務局職員

岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長

阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長

7 説明のため出席した者の職氏名

志 賀 雅 彦 副 市 長	南 順 子 教 育 長
中 嶋 一 彦 デジタル推進部長	佐々木 昭 治 総務企画部長
井 上 辰 巳 市民福祉部長	河 村 充 展 観 光 商 工 部 長
市 村 祥 二 建設農林部長	千々松 雅 幸 教育委員会事務局長
落 合 浩 志 デジタル推進部次長	古 屋 敦 子 総務企画部次長
佐々木 靖 司 市民福祉部次長	竹 内 正 夫 デジタル推進課長
新 家 健 司 行政経営課長	池 部 稔 雄 監 理 課 長
中 島 紀 子 地域振興課長	別 府 泰 孝 商 工 労 働 課 長
高 須 健 一 農 林 課 長	岡 崎 輝 義 教 育 総 務 課 長

8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（村田弘司君） おはようございます。ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査をいたしますので、御協力よろしくお願いをいたします。

議長、報告事項等ございましたら。

○議長（竹岡昌治君） それでは、皆さんおはようございます。

今日は、予算決算委員会済まして、それから特別委員会が終了後、ちょっと全員協議会で皆さん方に御報告が2件、それからお願いごとが1件、合計3件ございまして、特別委員会終了後、全員協議会を開きたいと思っておりますので、急なことを申し上げて大変失礼ですが、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○委員長（村田弘司君） それでは、議案第48号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） それでは、議案第48号について御説明いたします。

議案第48号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算第2号です。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正について、このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億3,331万3,000円とするものです。

まず最初に、歳出の事業費に特定財源として充当しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況について、概略を御説明いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示に伴いまして、物価高騰により影響を受ける生活者、事業者支援のための事業を実施するもので、民生費、農林費、商工費、教育費において、当初予算に計上した事業の財源更正を含め、合計で5事業、予算額としまして1億3,017万1,000円に対し、交付金の内示額である1億23万3,000円を充当しております。

予算額と交付金の差額として、一般財源が2,993万8,000円となっておりますが、当初予算に計上した事業も含め、最終的には執行残等により、一般財源の支出は減少すると考えております。

それでは、補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

○委員長（村田弘司君） 池部監理課長。

○監理課長（池部稔雄君） それでは、14ページ、15ページを御覧ください。

2款総務費・1項総務管理費・5目財産管理費、説明欄003公有財産管理事業の施設整備工事において686万4,000円を追加いたしております。

これは、障害者福祉施設さつき園、コアラハウスの雨漏り対策に係る屋根の改修費用です。

なお、この事業には、特定財源として、白井栄治選手からの障害者福祉に対する指定寄附を受けましたので、その寄附金100万円を充てることとしております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） 続きまして、その下になります。

説明欄の008本庁舎整備事業において、施設整備工事8,832万6,000円を追加しております。

これは、昨今の賃金または物価変動の影響を受け、工事請負代金の額が著しく不相当となったとして、令和5年4月3日付けで、工事受注者より、工事請負契約約款第25条第6項に規定されるインフレスライドの請求がなされたことから、発注者において影響金額を精査したところ、美祢市新本庁舎建築工事で5,606万400円、美祢市新本庁舎電気設備工事で1,028万8,300円、美祢市新本庁舎機械設備工事で2,197万6,900円が不足することとなり、3工事合計で8,832万5,600円を追加するものであります。

なお、特定財源として、市債7,950万円を追加しております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 中島地域振興課長。

○地域振興課長（中島紀子君） 続きまして、その下、13目公共交通対策費であります。

これは、歳入予算に計上しております、自家用有償旅客運送事業の使用料68万4,000円を当初予算の歳出に計上しておりました地域公共交通網形成事業の特定財源として充当しましたので、財源更正が生じたものであります。

説明は以上です。

○委員（村田弘司君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君）　続きます、3款民生費について御説明いたします。

1項社会福祉費・1目社会福祉総務費であります。

説明欄右側の019市民生活支援商品券配布事業に7,639万2,000円を追加しております。

これは、長期間に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、エネルギー及び食料品などの物価高騰による影響を受けておられる市民の皆様への生活支援を目的に、令和5年7月1日時点で、美祢市の住民基本台帳に登録されておられる市民全員に対し、お1人につき3,000円の商品券、具体的には美祢市商工会発行のカルストさくらギフト券を配布するものであります。

歳出の主なものとしまして、委託料として7,044万6,000円を、役務費として501万9,000円を計上しております。

委託料につきましては、商品券の発行から事業者への説明及び換金等の業務を美祢市商工会に委託するものであります。

また、役務費においては、各世帯主に対して、世帯員分の商品券を簡易書留で発送することにしておりますので、その郵送料となります。

なお、配付時期は8月の中旬の発送開始を目指し準備を進めるところであり、ギフト券の使用期限につきましては、国の交付金の要件上、年度内に事業完了することが求められておりますので、事業者が換金される手続の期間を考慮しまして、令和6年1月31日とするものであります。

また、財源については、国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,882万3,000円を充当することとしております。

次に、2目の障害者福祉費であります。

右側説明欄の010医療的ケア支援事業におきまして282万3,000円を追加しております。

これは、医療的ケア児支援法に基づきまして、医療的ケア児が18歳に達し、または、高校等を卒業した後も、日常生活及び社会生活が営めるよう支援する旨が規定されていることを踏まえ、本年度から着手した事業でございますが、御利用者の御家族及び関係者と利用に向けた協議を重ねました結果、施設利用時における安全面に配慮した生活支援体制の強化、及び利用者の送迎に関する支援を追加する必要が

生じたことから、御利用者及び御家族が安全・安心で支援サービスを受けていただける環境とするために必要となる予算を追加するものであります。

歳出の主なものとしまして、有資格者の会計年度任用職員報酬2名分として211万6,000円、送迎の業務委託料として18万4,000円を計上しております。

民生費は以上です。

○委員長（村田弘司君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 続いて16ページ、17ページを御覧ください。

4款衛生費・4項病院費・1目病院事業費において、財源を補正しております。

これは、過疎対策事業債ソフト事業分の発行限度額が増額変更となったことに伴いまして、同地方債を充当している事業のうち、医師確保対策事業に増額充当することに伴い、財源更正となるものです。

歳入として、医師確保対策事業債を20万円追加するとともに、地方債の減額を補正しております。

衛生費の説明は以上です。

続いて、歳入を御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

なお、歳出の説明時に特定財源につきましては御説明をすることとしておりますので、歳入では抜粋をして御説明いたします。

19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金におきまして、歳入歳出差引きの一般財源として、財政調整基金繰入金を2,544万3,000円追加しております。

歳入の説明は以上になります。

続いて、第2条継続費から第4条地方債につきましては、総務費から衛生費の内容となりますので、先に御説明させていただきます。

まず、第2条継続費の補正を御説明いたします。4ページを御覧ください。

継続費の補正では、新本庁舎建設工事に係る継続費の総額及び年割額を変更しております。

続いて、第3条債務負担行為の補正を御説明いたします。5ページを御覧ください。

債務負担行為の補正では、看護師等奨学金貸付金について、期間の変更を行っております。

続いて、第4条地方債の補正を御説明いたします。6ページを御覧ください。

地方債の補正では、庁舎等整備事業債ほか1件について、それぞれ限度額の変更を行っております。

補正予算書前半の説明は以上で終わります。

○委員長（村田弘司君） 説明が終わりました。本案に対するここまでの質疑はございませんか。山中委員。

○委員（山中佳子君） 先日の本会議におきまして、本庁舎整備事業の施設整備工事8,832万6,000円に対する詳細な資料を請求いたしました。この件はどうなっておりますでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） 山中の委員の御質問にお答えいたします。

ただいま配信いたしました本庁舎整備事業にかかります、インフレスライド条項に基づく請負代金の額の変更調書でございます。

この表につきましては、美祢市本庁舎、新本庁舎建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それぞれのインフレスライド条項に基づく請負代金の額の変更の過程を分かりやすく表で整理したものでございます。横軸に工事名、縦軸に計算過程の金額を示したものでございます。

説明は建築工事について代表的に御説明させていただけたらと思っております。

まず、1行目が請負代金額、現在の請負代金額でございます。本庁舎建築工事につきましては19億3,160万円でございます。

2行目の請負代金額税抜きというところでございます。これが税抜きで17億5,600万円でございます。この税抜の請負代金額に対しまして、インフレスライドの請求日、すなわち、スライドの基準日となりますけれども、令和5年の4月3日に請求がございましたので、令和5年4月3日までにでき上がっている工事、これが3行目に示しております出来高額でございます。12億1,814万8,000円となっております。

請負代金額から出来高額を差し引きしまして、4行目に、残工事額を示しております。4月3日以降残っている工事が5億3,785万2,000円あるということでございます。

インフレスライドにおきましては、基準日以降の残工事に対しまして、新単価を

適用して積算し直すことから、ただいま説明した残工事額の一行下でございます、残工事額、新単価ということで示しております。新しい単価で残っている工事を積算し直しますと5億9,419万4,000円ということでございます。すなわち、旧単価から新単価——申し訳ございません。新単価で積算した残工事額から旧単価の残工事額を差引きしたものがその下でございます。残工事変動額、こちらが5,634万2,000円でございます。

その下に記載しております変動率ということにつきましては、残工事変動額を旧単価の——申し訳ありません、旧単価の残工事額に占める割合でございますね。こちらを示しております10.48%ということでございます。

その下がスライド額という言葉が示してあります。こちらが5,096万4,000円。残工事の変動額につきましては、2行上の5,634万2,000円でございますが、スライド額の算定に当たりましては、そのうち1%、すなわちこの表でいいますと、上から4行目の残工事額、旧単価ですね、この金額のうち1%は事業者負担ですよということで控除しております。控除した額が5,096万4,000円ということでございます。こちらに消費税相当額を加えまして、下から2行目でございます、スライド額が5,606万400円ということになります。

一番下の行につきましては、一番上の請負代金額にスライド額を加えた金額となっております、19億8,766万400円ということになっております。

電気設備工事、機械設備工事につきましても、計算方法につきましては、同様でございます。

表の説明は以上になりますけれども、ただいま、山中委員の御質問あった件にお答えいたしたいと思っております。

さきの令和5年の6月13日の本会議におきまして、山中委員より、インフレスライド額のすなわち労務費なり資材費が、ここにどのように変わっているのかを見せていただきたいという点が1つ。そして、もう1つがスライド額のうち、労務費が全体で幾らで、資材費が幾らということをお示しいただきたいということで、請求がございました。その件につきまして御説明いたします。

まず1点目の、労務費、資材費がここにどのように推移したかということでございますけれども、これはすなわち、算定に当たっての積算書を開示するということになるわけでございますけれども、営繕工事の積算におきましては、主に山口県か

ら各市町に配布される複合単価表、一般財団法人経済調査会、建設物価調査会発刊の市場単価、これらを用いて工事費を積算しております。

複合単価につきましては、山口県の平成25年8月1日付、予定価格の事後公表への移行に伴う複合単価表等の取扱いについての通達によりまして、当該複合単価表について、情報公開条例に基づく文書開示請求があっても、非開示とされていること、また、市場単価につきましても、一般財団法人経済調査会、建設物価調査会の刊行物、利用の居宅条件として、情報開示を禁じられていること、以上の理由により、山中委員がお求めの労務費や各資材の新旧単価の比較資料、すなわちインフレスライド金額算定のための積算書につきましても、同様の対応になるということでございます。

続きまして、インフレスライド額の内訳、労務費が幾らで資材費が幾らという全体的な金額が提示できない理由について御説明いたします。

営繕工事の積算におきましては、先ほど申し上げたように積算項目の過半数以上が、複合単価及び市場単価という単価で構成されております。

これらの単価は、一部を除いては、材工共——すなわちその単価の中に、材料費、労務費、機械器具経費などを含めた単位工事量当たりの価格で示されます。しかしながら、その内訳は公表されておりませんので、その単価に占める材料費及び労務費の金額は確認できないのが現状でございます。

したがいまして、このたびのインフレスライド金額のうち、労務費分が全部で幾ら、資材費分が全部で幾らという形でお示しできないということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） このインフレスライド条項に基づく請負代金の額の変更調書ということですが、これだけで、この議会で承認を求められるっていうのは、私はいかがなものかと思えます。十分な説明責任がされていないのではないかと思いますけれども、市長にはどのような説明をされて、今回の予算を計上されたのか、そういう理由だけで、市長はきちんとした数字は御存じなわけですよ、納得して、市長は、今回上程されているのでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 中嶋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（中嶋一彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えいたしま

す。

先ほど、落合次長が御説明しましたとおり、このたびの増額にかかる補正予算の内容につきましては、県のマニュアル、それからこちらの工事約款、契約約款に基づく内容を説明いたしまして、理解をされた上で、今回の補正予算の上程となったわけでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは賃金の上昇分についてちょっと教えていただきたいんですけども、賃金っていうのは下請の業者にまできちんといっている賃金なのか、そして、それを把握することは、これが本当にそこまでいっているということを確認することができるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） 山中委員の御質問にお答えいたします。

御質問はインフレスライド金額の増額変更の後、受注者は下請事業者などへ適切に労務費なりを支払うかということによろしかったかと思えます。

このたびのインフレスライドは、工事の請負人自らが自らの判断によりまして、賃金または物価の変動が生じているので、基準日以降の残工事に対して、工事請負契約約款に基づいて、新単価で再積算し、請負代金の額を変更してくださいと請求されたものでございます。あくまで受発注者間での増額の変更ということになります。

しかしながら、元請負人と下請負人との契約におきましても、国土交通省から建設業者団体の長宛てに、公共工事同様に、スライド条項が整備された国土交通省、中央建設業審議会決定の民間建設工事標準請負契約約款、こちらを活用した契約を締結するよう指導されており、本約款に基づきまして、下請人自らの判断により、元請人に対して、インフレスライドを請求することが可能となっておりますので、請求がございましたら、契約の当事者同士において契約変更を協議することになります。

なお、公共工事、民間工事問わず、スライド条項が整備された工事請負契約約款により契約が交わされているにもかかわらず、取引上の地位を不当に利用し、適切な契約変更に応じてもらえない場合の措置として、国土交通省では、建設業フォロ

ーアップダイヤルにて相談を受け付けているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 今回の変更調書なんですけれども、これかなりの能力なり、労力が必要な調書ではなかったかと思えます。そうなりますと、今回安藤ハザマ・秋山・大和建設のJVだからこそ、このような変更調書が作成できたのではないかと思えます。市内のどのような業者においても、この工事については、このような約款の条項が入っているということでありましたけれども、市内の業者、本当に優良な業者を育てようと思えば、もう少し、市のほうからも、こういうふうな条項が入っております。皆さん今回いかがでしょうかというふうな上から目線ではなくて、ちょっとを声をかけるようなことが必要ではないかと思えます。

今言いたいことは市内できちんとした業者を育てたいと思えば、もう少し市のほうも、今回のインフレスライドの条項についても、ほかの事業についても御配慮願いたいと思えますが、する必要があるのではないかと思えますが、この辺、副市長、いかがお考えでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） ただいまの山中委員の御質問にお答えをいたします。

もう通常使っている工事約款のほうに、25条——通常使っております工事約款の25条にずっと書き込まれた条項なので、各——受けられた——受注をされた業者についても、そこはもう理解をされているということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 私のほうから1点、本庁舎の建設にも度々追加追加で入ってきて、一体幾らで建てるつもりなんだろうかなという思いがしておりますけど。

今回ですね、残工事に対してのインフレスライドということで、残工事の中に、大抵、入札して落札されたり、随意契約されたりでも同様と思うんですけど、工事を受けた場合に、必要な機器類ですとか設備類、そういったものはすぐ発注されると思うんですね。

で、発注されたときの値段で取引されると思うんですが、今回、残工事として、

もしそれが含まれておれば、発注がかかっていたものか、納品されていたものか、現物が手元に来とるのに、残工事として上乘せ代金を請求するということがあってはならないと思うんですけど、その辺の確認はどのようにされたんでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

既に元請事業者が資材メーカー等と契約を交わし、資材メーカーとに在庫している製品の出来高、出来高への参入ということであろうかと思いますが、こちらにつきましては、山口県の賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項、インフレスライド条項運用マニュアルにおきまして、出来高数量の確認として、現場搬入材料については、発注者が納品を確認したものとされておりまして、例外的には、契約書にて工事材料の売買契約の完了が確認出来、工事現場近隣のストックヤード等で、発注者が在庫確認可能なものとされているところでございます。

したがいまして、発注者が工事現場、もしくは近隣のストックヤードにおいて、材料の搬入を確認できないものは、出来高としては参入できないということがございます。

説明は以上です。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） では、行政、市のほうとしては、それを一旦確認されたという認識でよろしいんでしょうか。契約書なり納品されてないかどうかというのを、足を運んで確認されたと認識してよろしいかという質問です。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

現場について到着していない材料を、出来高に算入してほしいという申出は事業者のほうから出ておりませんので、契約書を確認して近隣のストックヤードにあるかどうか、という確認作業はする必要がございませんでした。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今前段で言われたのが確認できるものってなあって、事業主

から申出がなかったからしてないっていうお答え、何か矛盾してるような気がするんですけど。執行部としては、率先して確認する必要はないんですか。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

今回のようなケースで申しますと、杉山委員がおっしゃることは、まだ工事を施工するタイミングではないけれども、既に資材は発注されているので、例えば、資材メーカーの会社の倉庫なり、既に保管がしてあるのではないかと、そして、それを発注者は確認して出来高と認めないのかという御質問であろうかと思えます。

このたびのケースでいうと、極端に申しますと、事業者側については、出来高に入れてもらわないほうが残工事として残るから有利に働くということでござい——と思われると思うんですけども——ですから、事業者が実際には現場にいないけれども、契約書がここにあります。そしてメーカーに在庫がありますという申出はしてこられなかったということなんですけれども、ですから、現場に到着している材料は出来高として認めますが、それ以外については、残工事として参入された、それが事業者による意図的なものであるかどうかというところ、そこにつきましては、工程表も十分に確認して、実際にここがここまで工事が進んでいる、この材料が今ここにないのはおかしいというところは、執行部のほうで十分に調査をして計算した次第でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） るる説明されましたが、8,800万円追加ということで、全体工事費から見ると3.5%の上昇ですよ、計算すると。

例えば、入札の場合は、業者と行政が丁々発止でやると。だから我々も間違いなく、これは間違いないだろうという、こういう判断するんですけど、こういう8,800万円が、ですよっていうて、チェックは行政しかしてないんですよ。で、我々にどういうふう信じろと、どういうふうにしたらいんですか。議員の皆さんも、みんな頭抱えておられると思うんですよ。こういう議案を出してくるとい、もうちょっと我々に審査しやすいような資料を出していただかんと、これからもそういう状態で、いいですよ、目くら印ついてきなさいよって、こういう言い方

に、極端に言うとなるんですよね。私、それじゃあ市民に対して、私らの責務が果たせんような気がするんですけどですね。どうなんでしょう。

それともう1つ、さっき副市長が言われましたが、私の頭の中では、水道工事が何年かにわたって工事されておられると思うんですよ。これなんかスライド——物価スライドですよね。これも結構上がっておると思うんですけど、こういうのが出されてないということは、出すのは出すまでなっとるんですか、それとも出してくれようと言っとるんですか。私はどうもよう分かりませんが、それ以上言いませんけどですね。水道工事こそ、物価スライドすごい上がってると思うんですよね。その辺の整合性ですよね。

職員がいいですよって言うたらそれ、何あんたら言うとなるんかって言うたらそれ、それじゃああんまり公平性が保てんような気もいたします。どうなんでしょう。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

まず先ほどの山中委員の御質問の中にもありましたけれども、このたびお示しした請負代金の額の変更調書、これだけの計算の作業をするのは非常に大変なことであり、大きな建設事業者でないとなかなか難しいのではないのでしょうかという御質問いただいたと思います。

秋枝委員の質問もこれに関連してまいるわけですが、この表につきましては、建設事業者のほう、請負者のほうがつくってきた表ではございません。請負者のほうは、今工事がここまできていますよという数量表をお示しになるだけでございます。ですので、この金額の算定に当たりましては、執行部の職員のほうが積算を全てやっております。ですから業者の示した金額で支払っているという認識ではございませんので、そこは御説明させていただきたいと思います。

それから2点目に、水道等、ほかの工事でも、複数年にまたがる大きな工事というものは確かに、本市も発注をしておるところでございます。このたびのスライド条項、すなわち契約工事、請負契約約款第25条でございますけれども、こちらは請求ができるという規定でございます。

決して、担当職員のほうから出してくれるなという投げかけをしたりということは一切ございません。このたびの本庁舎の建設工事におきましても事業者、先ほど

御説明しましたとおり、事業者自らの判断におかれまして、請求がしたいということで提出されたものでございます。決して発注者のほうから出すなら出してくれということを誘導するものではございません。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 答えになってないです。先ほど言いましたけど、入札だったら生き死にをかけて、業者と行政がですね、丁々発止でやるから我々も汗を流したなということは分かるんです。

で、この場合、行政がただ単に計算上やってやってる。やられたらいいですよ。だから我々が納得できる資料をくださいって、ずっと言ってるんですけど、これじゃあ全然分からんです。

それとですね、もう1つさっき言われましたけど、いや我々が物価スライドを出すなんて言ってませんよ。それはそうでしょういね。言われるわけじゃないですか。言われるわけじゃないですよ。

で、業者は、顔色を見ながら、恐らくどうしようかと思って、いや、ここは泣いとうとうと、こういうことかもしれんしですね、分かりませんよ、それは。でも1件も出てないということは、事実を見たらですね。そうじゃないですか。

○委員長（村田弘司君） 今の質問ですか。落合デジタル推進部次長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

ただいま御提示させていただいております変更調書、これの次に来るものは、残工事額、旧単価、新単価というふうに示しておりますけれども、先ほど山中委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、これを示すものは積算書でしかないわけでございます。

ですから、執行部のほうとしまして、この表が一番説明しやすいんじゃないかということで、私のほうが作成させていただいたところでございます。それから、ほかの建設工事におきまして、事業者が発注者への遠慮とか、そういうことで出されてないのではないかという実態につきまして、私どものほうでは、ちょっと分かりかねるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） これを本当説明される行政のほうも大変だと思いますんで、我々は、無理言ってるんじゃないんですよ、よう分かりやすいように教えてほしいと、こういうふうに言っております、そこなんです。

で、今言われましたけど水道工事なんかは、何年もかかって工事やっておられまして、出てないっちゃうこと自体がおかしいんじゃないですか、副市長、いかがでしょう。

○委員長（村田弘司君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 先ほどから申し上げておりますが、発注者と受注者で、工事請負契約約款、これを2社の間で契約をしております。その中に、今、インフレスライドに基づく請負代金の額の変更ができると記載がされておりますので、その契約の条項に基づいて、このたびは額の変更をしたものでございます。

それと、もう1つ、執行部の資料が分かりにくいということですが、これにつきましては、先ほどから御説明しておりますとおり、非開示のものが含まれるものが提出できませんので、執行部といたしまして、出せる情報の中で、一番分かりやすいと思って作成をしております資料を提示をさせていただいております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかにありますか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今の秋枝委員のお話とまた同様の話なんですけど、25条ができる規定ということで、市内の中小事業所の方は、今秋枝委員おっしゃられたとおり、やはり損して徳とれ、このたびは泣いておこうと随分苦しい思いをされているというふうに、このたびちょっと耳に入りました。いくつかですね。

で、それぞれの事業所として、事業を今後継続して、信用度を維持していくためにも、この25条が適用できないんだというお話も聞いております。そういったお声があることだけちょっとお知らせしておこうかなと思っております。

以上です。質問ではありません。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどからいろいろ説明聞いて、一番私が疑問に思うのは、山口県、今回のスライド見直しで、そのベースとなるっていうか、基礎は、山口県の複合単価表だと、これに基づいて見直しをするんだということですけど、今まで、

山中委員なり、杉山委員なり、今皆さん疑問に思ってるのは、要は、例えば人件費が従来はベースが幾らで、幾らに上がったとかいうそれが分かれば、ああこれだけ上がったんだなあというのが見当がつくと思うんですけど、そこについては、もう提示できないんだという一点張りですよ。なぜ、それがオープンにできないのか、そこは、何か聞かれていますか。

あるいは、それについては、行政担当者としてはどのようにお考えでしょうかね。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの山中委員の御質問のときにもお答え申し上げましたけれども、県の複合単価表、ないしは刊行物でございます市場単価なりでございますけれども、これらの単価につきましては、材工共という考え方、建築工事につきましては、特に適用が多いんでございますけれども、従来のように、労務歩掛があつて、材料代があつて、そして、機械経費があつて、諸材料、諸雑費が加算されて、1つの1メートル当たりの施工単価が出てくるという積算の仕方は、営繕工事はあまりしておりませんで、この材工共という単価の中には、材料、先ほど申しました材料、労務費、議会経費、諸雑費、諸材料、全てを含んで、1メートル当たり幾らですよというふうに単価が示されておるところでございます。

その内訳が分かりませんので、開示されておられませんので、ですから例えば1メートル当たり3,000円と示された単価があつて、そのうち労務費がじゃあそのうち幾ら入ってるかということは、我々には分からないということでございます。その考え方が材工共という単価でございます。

説明以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません、材工共ってということ初めて聞いて、どんな概念というか、材は材料、工は工事を一緒についてという意味の材工共と、そういう意味ですか。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

材工共という概念は、ただいま委員がおっしゃられたことで間違いないということでございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） それはその単価で1メートル、こういう工事だったら、例えば材工共で、1メートル当たり、従来1,000円だったのが1,500円だとか、そういう単価がある工事の種類ごとにあって、それについて積算されると、こういうことかなと思うんですけれども。こういうやり方っていうのが、これはもう、たまたま今は市役所というか、官庁関係ですけれども、そうではなくて民間でも、こんなような見積りのやり方をやって工事をやってるということなんですかね。

要は、こういうやり方でもって建設工事、あるいは機械とか電気っていうのは、もうあまねく、こういうやり方でやってますというのか、官庁だから、こういうやり方でっていうか、そこはどうなってます。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

民間の建築工事の実態、積算書につきましては我々も見る場合がございますので、実態は分かりませんが、私が知る限り営繕工事におきましては、材工共という単価の考え方というのが一般的というふうに聞いております。

先ほど刊行物の話をしましたけれども、刊行物によりまして、我々は市場単価という単価を適用して積算するわけですが、その刊行物につきましては、建設事業者の方も御利用になられているというふうに聞いておりますので、民間の建設工事におきましても同様の取扱いかと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1点ちょっと確認なんですけれども、材工共というやり方であれば、確かに、その中で、機械代が何ぼ上がった、あるいは人件費っていうか労務費が幾ら上がったっていうのは、これは当然のことながら分解できません。でも、材工共であっても、旧単価と新単価という、これはね、我々例えば一般人にもそれは示せるわけでしょう。

なんか最初の説明では、それも県のほうから、複合単価表というのはオープンで

きませんっていうふうな感じで私受け取ったんですけど、先ほどの話だと、中身が一緒になって材工共になってるから、人件費が幾ら上がったとか、材料が幾ら上がったっていうのは分からないですっていうのが、今の説明ですよね。そこはどうなんでしょう。もし仮に、材工共であっても、新単価と旧単価が今回の物価スライドとかでこういうふうに変ってますということがあれば、それで、山中委員の質問は、あるいは秋枝委員の質問はそれでいいんじゃないんですかと私は思うんですけども、これは、執行部に聞くよりも、委員さんに聞いているような感じなんですけど。

そうじゃなくて、本当に人件費が何ぼでとかいうふうなことを知りたいわけですか。もしそうであれば、データがないんだから、それは示すのは無理じゃないんですか。（発言する者あり）だから、もう一度聞きますけども、そういうことなんですか。だから、新単価、旧単価であれば、幾らこの工事については、新が幾ら、旧が幾らっていうのは示せるんでしょう。ちょっとお尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 落合デジタル推進部長。

○デジタル推進部次長（落合浩志君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。複合単価、市場単価いずれにおきましても、この単価をお示しすることで、その単価の情報の漏えいということにつながります。ひいては山口県の単価でございますので、山口県内全ての建設工事の入札等への影響が懸念されると、そういうことで、県のほうから単価の公表はしてはいけませんというふうに決められているところでございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、職員入替えのため、この時計で、10時40分まで休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時40分再開

○委員長（村田弘司君） それでは、休憩前に続き委員会を開きます。執行部より説明を求めます。高須農林課長。

○農林課長（高須健一君） 一般会計予算の農林費から御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

16ページ、6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、説明欄002農業振興団体支援育成事業において、農作物出荷対策事業補助金として58万円を追加するものでございます。

これは、特産品であるゴボウの植付けのための深掘り機械の更新経費の補助を行うもので、令和5年の植付けに係る作業において不具合が生じ、導入から33年経過していることから、部品等の調達が極めて困難な状況であり、来年以降の安定的な生産に必要な機械であることから、更新整備が必要となり、山口県農業協同組合を事業主体として実施する事業経費の2分の1以内を補助するものであります。

財源構成につきましては、最初に説明のありました当初予算に計上しております農業者や畜産業者への物価高騰に伴う支援事業の美祢市がんばる農家緊急応援事業、及び畜産農家緊急応援事業に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が充当されることに伴い、財源更正となるものです。

農林費については以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きまして、同ページ、7款商工費・1項商工費・2目商工振興費について説明します。

説明欄001商工業活性化事業において、新たに、美祢市中小企業原油価格物価高騰対策補助金として2,850万円を追加するものであります。

事業内容について説明いたします。

原油価格や物価高騰の長期化に伴い、市内に事業所を置く中小企業者や個人事業主の経営継続を支援することを目的に、本年1月から4月までの4か月間に使用したガソリン、灯油、ガス、電気について、その額の20%を補助するものであります。補助金の上限額は20万円とし、10万円以上の費用額を対象にします。

対象業種は、中小企業基本法に指定する中小企業者とし、農業者、漁業者を除きます。

また、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人、私立学校法に規定する学校法人を対象といたします。

なお、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し

ております。

商工費は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） 続きまして、10款教育費・1項教育総務費・1目教育委員会費を御説明いたします。

説明欄004魅力ある学校づくり検討事業としまして161万6,000円追加しております。

これは、児童生徒数が急速に減少している状況下にあつて、小中一貫校の推進を図り、連続的、系統的な教育活動を図っているところではありますが、一層の学校の魅力づくりに向けた検討を早急に進める必要があることから、有識者や関係者などで構成する検討委員会を立ち上げ、学校の魅力化の方向性を——方向性やあるべき姿についての検討を行うための経費でございます。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

5項保健体育費・3目教育施設費の負担金補助金及び交付金を195万9,000円追加しております。

これは、コロナ禍などによる物価高騰により、給食食材への影響が続いており、当初予算の見込みよりも物価が上昇していることから、その上昇分としまして学校給食費高騰対策補助金を追加するものです。

なお、これに伴う財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

議案第48号、令和5年美祢市一般会計補正予算（第2号）の説明は以上となります。

○委員長（村田弘司君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） 商工業活性化事業についてです。1月、4月からのエネルギーと申しますか、光熱費に対して20%の補助があるというお話でした。これに関する申請する期間、いつからいつまでなのか。また、これらの情報をいつもの質問になりますか、どのような感じで事業者伝えていくのか、その辺りお願いします。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 猶野委員の御質問にお答えいたします。

申請期間につきましては、議決いただきましたら直ちに広報をかけまして、約2か月間の申請期間を設けたいと考えております。

周知に関しましては、美祢市ホームページ、MYT、そして商工会の会報等を通じて、広く周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 教育総務費のところをお伺いします。

魅力ある学校づくり検討事業ということで、このたび160万円予算計上されてますけれども、先ほどの説明だと、魅力ある学校づくりを検討するために、検討委員会というか、有識者等を入れてやるということですが、まず、魅力ある学校づくりっていう、そこは、何をもちょう魅力あるかっていうことが非常に大きくなると思うんですけれども、要はこういうのを検討するに当たって、まずどんなメンバーなのかということと、どのようなスケジュール、いつまでやるのかと、魅力ある学校づくりを検討しとった方がいいけれども、いつの間にか子どもがいなくなったというのが、もう本当に、現実です。

美東については、もう小中一貫ということで、各小学校からも、もう一体化と。今みたいな分離じゃなくて一体化、1つの小中ということで、学校を建てててっていうのがあったみたいですが、要望も出てるということですよ。

したがって、この検討というか——が、まず何を、どのような議論をされる予定なのか、どんなメンバーでやられるのか、どんなスケジュールで考えられているのか、お伺いします。

○委員長（村田弘司君） 岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、メンバー構成ですが、今予算では18名を想定しております。

内訳としまして、学識経験者4名、教育関係者5名、学校関係者1名、保護者代表2名、幼稚園の代表1名、保育園の代表者1名、あと公募による市民4名の計18名を考えているものでございます。

あと、スケジュールにつきましては、今後、今年度は年4回開催を予定としております。その中でも、また先進地の視察等も考えているところでございます。

それとあと、目的につきましては、今少子化に伴い児童生徒が減少していく現状

を踏まえまして、次代を担う子どもたちにとって、将来にわたり、よりよい学校教育環境の充実、あと学校教育の質の維持及び向上に取り組んでいくために——取り組むために、今後どのようにしていったらいいかということを検討していただくもので、その中で学校規模の現状等も踏まえまして、児童生徒への指導、あと教育環境及び学校方面、学校運営方面から検討を行っていただき、将来にわたり、小中一貫校をより充実させていくために、この魅力ある学校づくりの検討委員会を設置するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） すみません。質問のうちのスケジュール、年4回やるっていうのは今お伺いしましたけども、もう1年で結論出すということですか。

まず、そのですね——それと、実は昨日も秋吉で、議会説明会っていうのを開きました。そのときに、ある父兄の方、4人のお子さんをお持ちの方ということだったんですけども、まちづくりよりも、まず先に教育のほうを何とかしないと、本当にせっかくIターンでこっち美祢に住もうと思っても、結局、今の学校では、子どもがちっとも楽しくないというか。したがって、もう、結果的には、ほかの市にお母さんと子どもさんが移り住んじゃったとか。

あるいは実態が、その方は父兄なので、御存じかもしれませんが、現在、いわゆる不登校の子どもが結構な割合でいると。やはりそれも、学校そのものに、本当に、子どもたちの魅力が行って楽しいなっていうのがないんじゃないか。特に、都会から来たときに、自然も豊かで、伸び伸び子どもが生活できるかなと思ったら逆に、何でもかんでも上位解脱で、先生の言うことをもう聞けと、ただただ、忍耐だけというかを学んでるような感じだというふうなことをおっしゃってました。

私はやはり、これも1つの見方だろうし、また、学校のほうからすれば、別の見方もあるかもしれませんが、要は、ここにある魅力のある学校というか、魅力とは何かっていうそこをきっちり押さえないと、幾ら話合いとかしても、既存の枠しかできないんじゃないかなと思いますんで。

それで、実は、先ほど18名のうちに4人は公募とおっしゃいましたけども、これは、例えば私でも、応募したらメンバーになれるんですか。もしそうであればぜひメンバーになりたいんですけれども。

ということで、まずスケジュールどういう考えられてるのかということと、魅力というところをやっぱりしっかり、まず定義しないと、本当に検討が幾らやったって、うまくいかないよということと、このメンバーに公募、私も公募できるのかと、この3つお伺いします。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員、ちょっと確認ですがね、今父兄という言葉が数回使われましたけど、保護者ですね。委員会記録がありますから、訂正されますか。（発言する者あり）ちゃんと教えてください。

○委員（藤井敏通君） 私自身は、はっきり言うてくだらんことだなと思います。

○委員長（村田弘司君） そうですけど。

○委員（藤井敏通君） でも、そういうふうに保護者っていうことなんで、それは従いますよ。

○委員長（村田弘司君） いや、従いますよじゃないですよ。発言を修正されますかどうかつちゅうことを委員長として聞いてるんです。

○委員（藤井敏通君） なるほど。もし、しなかったらそのまま残るということですか。

○委員長（村田弘司君） 記録で残ります。

○委員（藤井敏通君） そうですか、別に構いません。そのままでいいです。

○委員長（村田弘司君） そのままでいい。いいですか。これ今MYT通じて市民の方見ておられますよ。大丈夫ですか。いいですか。訂正されたほうがいいと思いますよ。委員長としてのアドバイス。

○委員（藤井敏通君） そこはもう、保護者ということで訂正します。

○委員長（村田弘司君） はい、じゃあ保護者に修正でいいですね。質問に答えてください。岡崎教育総務課長。

○教育総務課長（岡崎輝義君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、スケジュールとあと公募についてでございます。

スケジュールにつきましては、今年度と来年度の令和5年、6年度で2か年で考えております。

それと、公募につきましては、藤井委員がもしも応募なされても、全然問題はありません。ただ、応募多数であればちょっと書類審査等で、内容を確認するということもございますので、その辺りは御了承いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） じゃあ公募したいと思うんですけど、具体的にどのような手続をすればいいか、後で結構なんでちょっと教えてください。

○委員長（村田弘司君） ほかに。南教育長。

○教育長（南 順子君） 失礼いたします。ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

今申しましたように、美祢市の子どもたちにとって、本当に今最も望ましい学校の在り方について協議し、将来を見据えた美祢市にとって、本当に必要な魅力ある学校づくりを進めるということでこの検討委員会を立ち上げることにしております。

急激な少子化の進む美祢市にとって、子どもたちの幸せを一番に考え、子どもファーストの学校、これは、子どもたちにとっても、教師にとっても楽しい魅力ある学校、それが地域や保護者の方にとっても魅力につながるということは、とても大事と思いますが、この魅力ということにつきましては、また、今検討委員会を立ち上げる中で、様々な見識の方から御意見をいただきながら、またその魅力をしっかり深めていきたいというふうに考えております。

ただ幼保小中高の連携の下、本当に将来の美祢市を見据えた子どもたちにとって必要な本当に楽しい、先ほどお話のあります魅力ある学校づくりということを本当に真剣に考えていくということで、この協議会を立ち上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） いいですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、私のほうは、給食調理場管理運営事業ということで195万9,000円ついております。

それで、学校給食費高騰対策補助金ということで195万9,000円なんですけれども、これ2回目ぐらいあったと思うんですけれども、物価高騰に伴う学校の給食費に対応なんですけど、小学校270円、1食、中学校で310円と言われております。この給食費を上げないためにも、給食費のいろいろ食材・材料の高騰に対してこの金額で賄って、給食1食の給食費を上げないように、こういった対応をされておられると思っております。

そういったことで、県は地方創生臨時交付金で対応されてますけれども、もうこれ、地方創生臨時交付金がいろんなところで使用されておりますけれども、地方臨時交付金がなくなった場合には、一般財源で賄っていくのか、それとも給食を上げていくのかどうか、これについての判断がどのようになっているかお尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えいたします。

現在、コロナの臨時交付金につきましては、限度額交付通知がなされているところでございまして、この件につきましては、今般、国のほうの動向を見ながら対応しておるところでございますけれども、縮小傾向にあるというふうにとらまえているところでございます。

今後、この国のほうの状況においては、コロナで硬調した経済を平時に戻すというような形で、経済諮問会議——経済財政諮問会議のほうでも話し合われているところでございまして、物価高騰において、給食費、今後もそのまま高騰のままあるのかどうかというところについては、そういう状態が生じるのであれば、若干なり、一般財源で対応する必要もあるのかなというふうなところは考えておるところでございますが、国の動向を踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後物価高騰に伴うそれに対応する中小企業においても、給与が着実に上がっていけば、この辺については錯綜されて、上がってもそれなりに対応できていくんでしょうけれども、なかなかまだそこまで状況に至ってはおりません。

そういったことで、臨時交付金がなくなったときに、どう対応するかということが今後の課題でもあると思っております。だからこそ私は一般質問で、第2子目からの学校給食費については無償化ということを言いました。金額もかなり大きくなりますけれども、一般財源でやらないとなかなか難しいところありますけれども、せめて、副市長もおつてですから、2子目が無理であれば3子目を無償化にしていくことも検討としていつていただきたいと思っております。

そういったことで今後、学校給食費、今回対応を、今後とも臨時交付金で給与が

ある程度上がるまでは、臨時交付金で対応されるという、こういった認識でよろしいのでしょうか。最後お伺いします。

○委員長（村田弘司君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 岡山委員の御質問にお答えをいたします。

様々な臨時交付金を使って様々な事業を現在しているわけですが、先ほど行政経営課長が申しましたとおり、国の意図といたしましては、なるべく平時に戻るまでは、戻すことを目的として、この臨時交付金があります。

今後のことにつきましては、今、申しましたように、平時というのが、どういう状況かも含めて、今後執行部のほうで対応しながら、市長とも相談しながら、行っております事業については検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 17ページの001ですけれど、この美祢市中小企業原油価格物価高騰対策補助金についてお尋ねします。

先ほど説明がありましたけど、対象業者について、何か中小企業法、何か4号とか何とか言われましたかね、その対象業者についてお尋ねします。

それと、これは商工会に入っておれば、こういうことが分かると思うんですけど、商工会に入っておられない方も対象になると思いますけど、その周知の方法はどうなるのか。

またこれ知らずに、申請主義だと思うんですけど、知らなかった場合はどうなるか、申請主義なのか——確認をいたします。お尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

先ほど説明で申しました中小企業基本法ですが、第2条第1項ということでございます。製造業、建設業、運輸業、卸売業、あるいは小売、サービス、そういったものが広く含まれております。

商工会に、商工会の加入しているかどうかということですが、対象業者につきましては商工会の加入、非加入は関係ございません。皆様に対して、申請が可能です。

申請主義かということ、御質問については申請主義でございます。先ほどの御質

間でもお答えしましたとおり、ホームページあり、あるいはMYTであり、商工会の開催につきましては、会報を使ったりと、幅広い形で周知には心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにありますか。猶野委員。

○委員（猶野智和君） ホームページとか広報とかで告知され、周知されるということですが、コロナの頃は、その他、業者に、もうこの専用のチラシみたいなのを各々配られてたこともあると思うんですが、今回はそこまではしないということですか。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

説明が漏れておりまして申し訳ございません。市の広報のほうも当然活用して、8月1日号のほうで、直接、掲載をして周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、聞きながら思ったんですけど、申請書というのはホームページから取れるかと思うんですけど、申請書をホームページが出さずに、出張所とか商工会とか行けば、ただけて書けるってということでしょうか。そこが一番、皆さん業者の方忙しいので、大変期日がなくなって、迫ってきたら大変っていう時があるかと思うんですけど、申請書は常備してあるのかどうか、これから窓口に置いてあるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

申請書の様式につきましては、おっしゃったように市のホームページのほうには掲載をいたします。

で、市の商工労働課及び市の商工会のほうでも御紹介できるような形にはしておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 総合支所とか各出張所でも受け取ることができるのでしょうか

か、お尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。そのようにできるように、手配をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにありますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 農業振興団体支援育成事業についてお伺いします。

この、今回の58万円は、先ほどの説明だとゴボウ組合というか、そのの——植付け機械が更新せんといかん、その半額をとというお話だったんですけども、この事業というのは、市単独ですか。それとも県、あるいは国の補助事業でしょうか。その辺はどうなってますかね。

○委員長（村田弘司君） 高須農林課長。

○農林課長（高須健一君） 藤井委員の質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、市単独事業でございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 単独事業ということであれば、割りと融通も利くというか、したがって、こういう補助事業があるのであれば、ぜひ、そういうのを活用することで、少しでも農業生産等の補助っていうか、ありがたいなと思うんですけども。

その場合に、例えば申請するのは、個人あるいは法人、あるいは認定農業者とありますけれども、どなたでもよろしいんですか。それとも、やはりそこには何らかの資格っていうか、条件があるんでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 高須農林課長。

○農林課長（高須健一君） ただいまの藤井委員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、美祢市農業振興対策事業補助金の交付要綱を定めておりまして、その中で一応、法人にということになっておりますので、個人等については対象となっておりませんので、そのように回答させていただきます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ゴボウの場合は、あるいはJAが事務局になって、組合、生産組合か何かだと思っんですね。あるいは個人で生産されてる方もいらっしゃいます

けれども、今の御回答というのは、法人組合、要するにそういうその生産団体みたいな組合、あるいは例えば、それが有限会社というか、会社組織だったりっていうことですかね。農事組合法人だって組合ですけれども、そこは今回の例えばゴボウについては、ゴボウ生産者組合ということで、例えば、個人でっていうことではないですね。

○委員長（村田弘司君） 高須農林課長。

○農林課長（高須健一君） ただいまの藤井委員の質問にお答えいたします。

今回のゴボウの関係につきましては、山口県農業協同組合という形で、そちらのほうを事業主体として実施することとしておりまして、そちらのほうへの事業として補助を行うものでございます。

以上で説明終わります。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第48号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第48号は、原案のとおり可決をされました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案1件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆様から何かございましたら御発言をお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会をいたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れでした。

午前11時15分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月27日

予算決算委員長